

公 告

下記の業務委託について、制限付き一般競争入札を行うので、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第176条の規定に基づき公告する。

令和4年11月15日

島田市長 染谷 絹代

記

1 入札に付する事項等

- (1) 件 名 島田市新庁舎情報ネットワーク構築業務
- (2) 履行場所 島田市中心部1番の1
- (3) 業務概要 新庁舎における行政情報ネットワークの構築
- (4) 予定工期 契約締結日から令和5年11月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 島田市の入札参加資格者名簿の電気通信部門に登録があり、入札参加資格審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が1,100点以上であること。
- (2) 電気通信工事に係る監理技術者又は監理技術者となりうる資格を有する主任技術者を現場に専任で配置できること。
- (3) 2015年4月以降に契約したネットワーク構築業務（機器設置等の施工作业を含む）で、人口5万人以上の地方公共団体において接続端末数1,000台以上、出先施設50施設以上のネットワーク構築実績を有すること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)について、ISO/IEC27001 もしくは JISQ27001 の認証を受けていること。
- (5) 静岡県内に本店または支店等を有すること。
- (6) 本業務の実施体制内に次の要件を満たす者を必ず配置すること。
 - ア「情報処理の促進に関する法律」に基づくネットワークスペシャリスト(情報処理技術者)の資格保有者
 - イ「情報処理の促進に関する法律」に基づく情報処理安全確保支援士の資格保有者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定される資格制限に該当しないこと。
- (8) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から入札執行時までの期間が、島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加制限の期間がなく、入札参加制限が解除されていること。
- (9) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てが成されていること。

る者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 仕様書等の入手方法

- (1) 入手期間 令和4年11月15日（火）から令和4年12月9日（金）まで
- (2) 入手方法 島田市ウェブページからダウンロードにより入手すること。

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/566950843.html>

4 入札参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告日の翌日から令和4年11月28日（月）まで
（土曜、日曜、祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 申請方法 (4)及び(5)に規定する書類を持参により提出すること。郵送及びファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。
- (3) 提出場所 島田市中央町1番の1（2階）
島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課
情報政策担当
電話：0547-36-7133

(4) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。なお、ア、イ及びエの様式は、3(2)の島田市ウェブページに掲載する。

- ア 入札参加資格確認申請書（島田市新庁舎情報ネットワーク構築業務に係る制限付き一般競争入札実施要領第2号様式）
- イ 同種業務の履行実績表（別紙様式）、2(3)の実績を証明する書面（業務名、履行場所、業務期間、業務概要及び委託者・受託者の押印が確認できる書類等の写し）を添付すること。
- ウ 総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第25号の12）の写し（審査基準日が7(2)に規定する入札日から1年7ヵ月以内のもの）
- エ 配置予定技術者等の資格・業務経歴表（島田市新庁舎情報ネットワーク構築業務に係る制限付き一般競争入札実施要領第3号様式）については、必要事項及び、主な業務経歴の概要等欄について記入し、各資格を証明する書類の写し等を添付すること。
 - (ア) 監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
 - (イ) 監理技術者講習終了証の写し
 - (ウ) 2(6)ア、イの資格を証明する書類の写し
- オ 2(2)の配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことが確認できる書類（専任技術者証明書（建設業法施行規則様式第8号）又は建設業許可申請書（建設業法施行規

則様式第1号)別紙4の専任技術者一覧表の写し)

カ 2(4)の認証書類の写し

キ 建設業許可申請書(建設業法施行規則様式第1号)別紙2(1)又は(2)の営業所一覧表の写し

ク 会社概要(任意提出)

※事業内容を要約したもので様式を問わない。

(5)提出書類の扱い

ア 作成費用は、申請者の負担とする。

イ 申請者に無断で他の用途に使用しない。

ウ 返却しない。

エ 公表しない。

オ 提出期限後における申請書及び資料の差替え並びに再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認

(1)入札参加資格の確認の結果は、令和4年12月1日(木)までに入札参加資格確認通知書(島田市新庁舎情報ネットワーク構築業務に係る制限付き一般競争入札実施要領第6号様式)を電子メールにより通知する。

(2)入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面(様式自由)により説明を求めることができる。

ア 受付期間 通知を受けた日から令和4年12月5日(月)まで
(土曜、日曜、祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法 電子メールにて受け付ける。送信後、アの受付期間内に電話により受信確認(確認先:島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当 電話:0547-36-7133)を行うこと。

ウ 送信先 島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当

電子メール:jouhou@city.shimada.lg.jp

エ 回答方法 令和4年12月7日(水)までに電子メールにて行う。

6 仕様書等に関する質問等

(1)受付期間 令和4年12月2日(金)から令和4年12月9日(金)まで
(土曜、日曜、祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

(2)受付方法 電子メールにて受け付ける。送信後、アの受付期間内に電話により受信確認(確認先:島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当 電話:0547-36-7133)を行うこと。

(3)送信先 島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当

電子メール:jouhou@city.shimada.lg.jp

- (4) 回答方法 受付した質問に対する回答は、令和4年12月16日（金）までに3(2)島田市ウェブページに掲載する。

7 入札手続等

- (1) 入札方法 紙入札により行う。なお、入札執行回数は2回を限度とする。

- (2) 入札日時 令和4年12月22日（木）午後2時00分

- (3) 入札場所 島田市役所第三委員会室南（島田市中心部1番の1）

- (4) 持参書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状（代理人が入札する場合）参考明細書

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 契約保証金 納付（前払金を要しない場合は免除）

契約金額の100分の10以上。ただし利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (7) 前払金 有

- (8) 部分払 無

- (9) 最低制限価格 無

(10) 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(11) 入札書の金額記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った業務期間の委託料（総額）としての契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(12) 参考明細書（様式任意）

仕様書のとおりネットワーク構築したと仮定して、構築後のネットワーク機器保守費用（60ヶ月分）について、参考として明細書を作成し、落札者は入札終了後すみやかに入札執行担当へ提出すること。

(13) 入札の無効

無効となる入札は、島田市新庁舎情報ネットワーク構築業務競争契約入札心得に定めるところによる。また、入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加制限措置を受けている者等、入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

(14) 契約書の作成 要

- (15) 入札執行担当 島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当 電話：0547-36-7133 電子メール：jouhou@city.shimada.lg.jp

8 その他

(1)前金払

ア 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、令和5年4月以降に委託者に対して当該業務委託料の10分の3以内において前払金を請求することができる。

イ 受託者は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を委託者に寄託しなければならない。

ウ 委託者は、(1)前払金アの規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

エ 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

オ 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。

カ 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(2)保証契約の変更

ア 受託者は、(1)前金払オに記載の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

イ 受託者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。

ウ 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) 前払金の使用等

ア 受託者は、前払金をこの委託事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この委託事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費のうち当該委託事業の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

イ 受託者が前払金を前項に規定する費用に充当する場合において、現場管理費及び一般管理費等の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額とする。

(4) 法令の遵守

島田市財務規則をはじめ、関係法令、要領、入札心得等を遵守すること。

(5) 照会窓口

島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当

島田市中心街1番の1 島田市役所2階 電話 0547-36-7133

電子メール：jouhou@city.shimada.lg.jp